

中国における離婚経済援助の実務運用に関する検討

——離婚配偶者の居住確保を中心に——

張

凱

I はじめに

中国では、2020年5月28日に第13期全国人民代表大会（以下、「全人代大会」という）第3回会議により民法典が可決され、2021年1月1日から施行するとされた。2020年の民法典で定められた居住権制度の下で、居住権は用益物権として位置づけられ、他人が所有する住居に設定されるものであると明記された。そのため、家族構成員が住居に困窮する恐れがある場合、今後は、民法典の居住権を用いてこの家族構成員の居住問題を解決できるようになると想定される。ただし、民法典の物権編第371条¹⁾は、居住権制度の適用範囲を規律し、家族について遺言の方式により居住権が設定された場合は居住権制度の規定を参照して適用すると明記したが、婚姻関係において夫婦間で約定された居住権については、民法典の居住権の条文の準用は民法典に明記されていない。そのため、民法典の施行後も、婚姻関係をめぐり夫婦が約定によって設定した居住権が裁判実務において紛争となった場合、民法典の居住権制度規定によって解決されるのかどうかの問題となる。

あわせて、民法典の施行に伴い、これまでの

1) 民法典第371条によると、遺言により設定された居住権には、第14章「居住権」の規定を準用するとされている。

婚姻法の諸条文の法的拘束力は失われるが、婚姻法第42条で定められた離婚経済援助制度は民法典によって承継されたため²⁾、離婚した配偶者の居住確保は、引き続き離婚経済援助制度の運用によって実現できるものと考えられる。

ただし、婚姻法で定められた離婚経済援助制度の中で住居の提供という経済援助策は明記されたが、この施策の適用要件などは明文化されていない。そのため、離婚の際に夫婦間での協議によって一方配偶者の離婚後の居住確保のための施策が約定された場合であっても、「生活困難者」に該当する一方配偶者が実際に住居を使用するときには、離婚後居住権³⁾の存続期間、消滅事由などに関する紛争が再び生じる事例が頻繁に生じている。

本稿では、中国における離婚経済援助制度の下では、経済援助施策の運用によって、離婚後に生活に困窮する恐れがある一方配偶者の居住

2) 民法典第1090条によると、離婚の際に、一方が生活困難な状況にあるときは、援助能力を有する他方配偶者は適切な援助を与えなければならず、具体的な方法は、双方の協議によるものとし、協議が調わないときは、人民法院の判決によるとされた。

3) 婚姻法に関連する司法解释（一）第27条で明記された「家屋の居住権」は、離婚経済援助の一施策として位置づけられ、権利性質上には民法典で明文化された「居住権」と異なるため、本稿では直ちに条文内容の引用以外の場合に「離婚後居住権」という語を使う。

問題を処理しようとした事例⁴⁾を対象に、検討を加える。さらに、裁判実務に現れた問題点を類型化した上で、各問題点の検討を通じて中国における離婚経済援助制度の不十分さに関する論議を試みる。その上で、裁判例からみた居住権制度の現実的意味を検討する。

Ⅱ 離婚経済援助制度の確立

1. 民法典創設前の段階

中国では、民法典創設前の段階において、民法又は婚姻法に「居住権」に関する条文上の規定は存在しないが、強いていうならば、居住利益に関わる条文が幾つか存在している。具体的に、離婚した当事者双方の居住確保につき、婚姻法第42条及びこれに関連して婚姻法司法解释(以下、「司法解释」という)(一)第27条は、法的施策を規定し、さらに、離婚した女性に対して、女性權益保障法第48条及び最高人民法院により公布された「人民法院により審理された離婚案件の財産分与問題に関する若干の意見」第14条は、離婚により住居に関し困窮している女性の居住確保策を規定した。また、高齢者の居住確保の法的施策は、高齢者權益保障法第16条により規定された。

離婚の場合について、離婚した夫婦の間での財産関係の処理において、居住利益に関する規定が見られる。すなわち、婚姻法第42条は、「離婚の際、もし一方が生活に困窮しているならば、他方は住宅等個人財産の中から適切な援助をしなければならない。その具体的な方法は双方の協議による。協議が調わないときは、人民法院の判決により決まる。」と規定しており、離婚後の夫婦間における個人財産をもってする援助について、住宅に関する支援を明示する。さら

に、これに関連して司法解释(一)第27条は、「婚姻法第42条にいう『一方の生活困難』とは、一方の個人財産と離婚の際に得た財産では当該地域において、基本生活水準を維持できないことを意味する。離婚後、一方配偶者が住居を有さない状況は、「生活困難」に該当する。離婚時に、他方配偶者が個人財産である住居によって生活困難者を援助する場合、家屋の居住の権利又は家屋の所有権をそれに当てることができる。」と規定する。

すなわち、中国の婚姻法及びその司法解释においては、離婚後、一方配偶者が住居を有していない状況は、「生活困難」に当たるのであり、離婚時に、夫婦の他の一方がその個人財産による援助として住居をもって生活困難者である一方配偶者を援助する場合、家屋の居住の権利又は家屋の所有権をその方法として用いることができる」とされている。

上記条文から見れば、婚姻法の立法機関及び解釈機関は、離婚後の配偶者の居住の確保の問題を法律の条文を通じて解決することを意図していることがうかがえる。しかし、条文の文言を見ると、婚姻法第42条は、離婚に伴い当事者間の義務として定められた経済支援制度の中の一法的施策として位置づけられており、同条に関する司法解释も、離婚経済援助制度に属すべきものと考えられる。換言すれば、確かに、婚姻法及びこれに関連する司法解释で居住に関する条文は設けられているが、これは「居住権」制度を創設するというよりも、離婚した夫婦の一方の居住の確保を離婚経済援助の手段と定め、当事者の離婚後の生活水準を維持することを図ったものと言える。

離婚経済援助は、婚姻中の夫婦の財産関係について共有制を採る中国の婚姻法のもとで、離婚時の共有財産の清算のみでは離婚後に最低限度の基本生活水準を維持できない配偶者のために設けられた制度である。中国において、婚姻関係存続中に取得した財産は、通常、夫婦の共有財産に属する。離婚の際、夫婦の共有財産は

4) 本稿の裁判例は、個別に出典を明示していない限りデータベース「北大法宝」によっている。データベース URL は以下の通りである。http://www.pkulaw.com/ (最終閲覧日時: 2021年1月27日)。以下同様。

二分の一原則に基づき、平均的に分与している。ただし、一方配偶者は離婚により生活に困窮すれば、当該分与方法は離婚した夫婦の間に実質的な公平を失う恐れがある。したがって、経済援助能力を有する配偶者は、離婚により生活に関し困窮する恐れがある一方配偶者に対して、適切な経済援助を与えることは、当事者間に実質的な分与と公平を確保し、財産分与制度の欠陥を補填する。

すなわち、婚姻法第42条はそのような離婚経済支援制度の内容を具体化し、離婚により生活に困窮する一方配偶者に対して、他方配偶者は自らの所有する個人財産によって経済支援をすべき義務を負うと規定する。そして、これに関連して婚姻法司法解释（一）第27条は、「生活に困窮している」の判断基準を説示し、住居を有さないことも生活困難であることを明記して、離婚当事者間での住居の提供の法的位置づけを明確にした。

2. 民法典

2020年5月28日に、第13期全人代大会第3回会議により民法典が可決され、2021年1月1日から施行するとされた。民法典の施行に伴い婚姻法の条文の法的効力が失われるが、民法典は婚姻法で明定された離婚経済援助制度の内容を承継したとともに、婚姻法第42条で明示された個人財産である住宅の運用という内容を削除した。すなわち、民法典第1090条は、「離婚の際に、一方配偶者が生計に困窮する恐れがある場合、負担能力を有する他方配偶者は『生活困難者』にあたる一方配偶者に対して適切に経済援助をすべきである」と規定したが、具体的な経済援助の施策を明記せず、「双方の協議によるものとし、協議が調わないときは、人民法院の判決による」とすることにとどまった。

そして、2020年12月29日に最高人民法院により公布された「一部の司法解释及びそれに関連する規範文書の廃止に関する決定」によると、婚姻法「司法解释（一）」は2021年1月1

日に廃止されるとした。それと同時に、最高人民法院が民法典創設前の司法解释の調整として公布した「中華人民共和国民法典婚姻家庭編の適用に関する解釈（一）」（以下、「民法典婚姻家庭編司法解释（一）」という）において、婚姻法「司法解释（一）」で定められた「生活困難者」の判断基準又は援助手段などの経済援助制度の内容は承継されなかったことから、民法典の施行後に、これらの関連内容が離婚による住居に困窮する恐れがある一方配偶者の居住確保に対して法的根拠を供することが困難となる。

ここでは、民法典は婚姻法で明文化された離婚経済援助制度の条文を承継したが、「司法解释（一）」で確定された「生計困窮者」の判断基準など内容は廃止されたことから、民法典の施行後に、離婚後に住居を有さない状況は「生活困難」にあたるかが問題となる。また、民法典及びそれに関連する司法解释において、経済援助の法的施策に関する条文は設けておらず、裁判官の主観的な裁量権に委ねれば、裁判官によって異なる判断が下される恐れがあると考えられる。

Ⅲ 実務における経済援助施策の運用

民法典が施行されたばかりの2021年の時点においては、同法典で明文化された離婚経済援助制度を利用した離婚後の居住問題処理に関する裁判事例はまだ見られない。そこで、本稿では、民法典創設前の段階において、婚姻法及びそれに関連する司法解释により確立された離婚経済援助制度を用いた事例を取り上げ、そこに表れた問題点を抽出する。

婚姻法の離婚経済援助制度の下で、居住の確保或いは住居の提供は、経済支援の法的施策として経済支援金の支給と並列的に位置付けられている。婚姻法第42条及びそれに関連する司法解释（一）第27条がこれを明文化している。

裁判実務では、人民法院は、当事者双方の状況、当該地域の生活水準などの要素を総合的に

考慮した上で、居住の確保や住居の提供あるいは経済支援金の支給のいずれかの法的施策を用いて、離婚後に住居に困窮する恐れがある一方配偶者の居住問題の解決を図っている。

1. 経済援助金の支給

離婚経済援助制度では居住の確保という経済援助策が明記されたが、この施策の適用要件などの内容は法律で明示されていなかったことから、当該施策の運用によって当事者間で再び紛争を生じさせないように、裁判実務では、居住の確保という経済援助施策のみを用いる事例は少ない。実際にも夫婦が一軒の住居のみを有するのが通常の社会実態の下では、一方配偶者が離婚後に住居に困窮する恐れがある場合に他方配偶者が個人財産である住居をもって経済援助を与えることは難しいと考えられる。

それとともに、経済援助金の支給という経済援助の施策は、「生活困難者」たる離婚した配偶者の離婚後の生活確保に資するものと考えられ、また、経済援助義務者が実際に経済援助金を交付しない場合には、経済援助を請求した配偶者は契約法理又は不当利得法理などにに基づき自らの権利を実現できる。そのため、裁判実務では、経済援助を請求した配偶者の離婚後の居住利益を確保しようとする場合には、人民法院は経済支援金の支給という法的施策をより多く利用している。

(1) 事例の紹介

【事例1】 天津市紅橋区人民法院 (2013) 紅民初字第4799号判決

この事例では、離婚の際に婚姻用建物の購入のための出資金の由来について争いとなった。婚姻用建物の購入金について、夫は婚姻前に自らが購入金を支払ったと主張し、妻は当該建物の購入金の残額が婚姻中に支払われたことを主張した。

人民法院は、購入金の支払い時期、売買契約の名義者などに基づいて当該建物は夫が婚姻前

に取得した個人財産であると認定した。ただし、離婚後に妻が住居を有さず、生活に困窮する恐れがあるため、人民法院は、夫が妻に経済援助を与えるべきであるとした上で、経済援助金として2万元の支給を命じた。

【事例2】 四川省達州市中級人民法院 (2014) 達中民終字第642号判決

これは、夫婦が離婚協議において締結した約定で、婚姻用建物の住宅ローンの残額は夫が返済することを条件として、当該不動産の所有権を夫に帰属させることを明記したという事例であった。そこで、夫は自ら当該建物の住宅ローンの残額を返済し、自らの名義で所有権登記をしたことから、当該建物は夫の個人財産であると主張した。

人民法院は、夫婦の唯一の不動産である建物を財産分与として夫に帰属させたため、離婚後に妻は住居を有さないことになり、生活に困窮する恐れがあるから「生活困難者」に該当するとした。そこで、人民法院は、夫は妻に適当な経済援助を与えるべきであると述べ、夫に妻への経済援助金として15000元を一括して支給すべきことを命じた。

【事例3】 福建省南平市中級人民法院 (2014) 南民終字第183号判決

この事例は、係争建物が違法に建築されたものであったため、居住の利益の確保という経済援助策を用いて妻の離婚後の居住を確保できない恐れがあることから、人民法院は、経済援助金の支給による援助施策を用いて「生活困難者」に該当する妻の離婚後の生活の確保を図ろうとしたものである。ここでは、夫婦の婚姻中にそれまで居住していた建物の建て替えがされる中で、当該地域の都市計画局が、当該建物の建築行為が行政主管部門の承認を受けていないことを理由に建て替えの停止を命じたが、夫及び夫の家族構成員が都市計画局の停止命令を無視して建て替えを実施したため、当該建物は違法

に建築されたものであると評価された。

第一審法院は、妻が離婚時の財産分与により財産を取得せず、離婚後に住居を有さないため、婚姻法で定められた「生活困難者」に該当するとして、妻が主張した住居の提供及び経済援助金の支給の請求について、二つの方策を併用することはできず、二者択一であると判断した。そして、新たに建築された建物は建築許可証を有さず、法律条文に違反する恐れがあるため、住居の提供という経済援助の施策については適用可能性がないと述べ、夫婦双方の状況を勘案して、人民法院は、夫が妻に対して経済援助金として6万元を支給するよう命じた。

これに対して妻が不服を申し立て控訴したが、第二審法院は、経済援助金として6万円の支給を命じる第一審判決を維持した。

【事例4】 広東省湛江市中級人民法院（2014）湛中法民一終字第281号判決

この事例では、夫婦は婚姻中にしばしば生活に関する瑣事で争いとなり、夫婦関係の不和に至っていた。夫婦は共有財産も共同債務も有さず、別居中である。そして、夫から離婚請求がされるとともに、妻は夫に対して10万元の経済援助金の支給を請求した。

第一審法院は、夫の離婚請求を認めた。そして、妻による10万元の経済援助金の支給請求については、妻は夫が個人財産である住居を有することに関する証拠を提出せず、また当事者双方とも就職しているとして、人民法院はこれを斥けたが、婚姻法第42条に基づき夫は妻に経済援助金として1万元を支給すべきであるとの判決を下した。

妻は第一審判決に対して不服を申し立て控訴したが、第二審法院は、妻は婚姻法第42条で定められた「生活困難者」に該当しないとして、妻の控訴請求を棄却したが、第一審法院で確定された夫は妻に経済援助金として1万元を支給すべきであるという結論を維持した。

【事例5】 新疆伊犁州伊寧市人民法院（2016）新4002民初2134号判決

この事例では、夫婦が合意した離婚協議において、妻が生計に困窮する恐れがあるため、夫が妻に対して経済援助金として5万元を支給することが明記されるとともに、援助金の支給期間は離婚成立から2015年6月30日までと約定された。また、支払いが遅延した場合は、違約金として夫が妻に10万元を支給することも明示されていた。

その後、妻は、夫が経済援助金の支給を怠ったことを理由に人民法院に訴訟を提起した。これに対して、夫は、上述の離婚協議書が自己の真意で作成されたものではなく、また、自らが実際に経済援助金の支給能力を有さないこと、妻は2015年に住宅を購入し、住居に困窮する恐れがないことを理由に、離婚協議で合意された経済援助金の支給に関する約定の取消しを請求した。

人民法院は、離婚協議における財産分与に関する合意が夫婦双方に対して法的拘束力を有すると判示した。その上で、この離婚協議における合意で夫が妻に経済援助金として5万元を支給することが約定されていることから、人民法院は、妻による経済援助金の請求を認めたが、離婚経済援助制度の趣旨に基づき、違約賠償金の支払い請求については棄却した。

ここでは、人民法院は、経済援助請求者が違約賠償金などによって不当に利得することは相当ではないと指摘する。これは妥当な見解であり、また、他方配偶者が「生活困難者」に該当する一方配偶者に対して経済援助を与えることが約定された場合において、実際に経済援助義務者である他方配偶者が経済援助能力を失ったため援助施策を施行できなくなったときに、違約賠償金の支給などの責任が課されると、経済援助義務者が不利益を被る恐れがあると考えられる。

離婚経済援助制度の下では、離婚経済援助は夫婦間の扶養義務の延長と解され、離婚の際に

夫婦間で離婚により生じる経済的格差や影響を最小限に抑えるために約定されたものであると位置づけられる。換言すれば、離婚経済援助責任が課された一方配偶者は、離婚経済援助をするため、実際には不利益を被ることになり、この配偶者は経済援助能力を失ったときに違約賠償責任が課されれば、さらに不利益になる恐れがあると考えられる。また、離婚経済援助の適用要件は現行法の条文により明記されておらず、経済援助義務者が経済援助能力を有することが法律で明示されず、実務では経済援助能力を有さない夫婦の一方は経済援助責任が課される事例がしばしば見られる。そのような事例では、経済援助義務者に対して、経済援助責任が課されることは不利益になり、実際に援助施策を施行できなくなるときに違約賠償金の支給の責任が課されれば、さらに悪影響を被る恐れがあることが明らかである。

(2) 事例の検討

ア 経済援助金の支給要件

離婚経済援助制度において、裁判実務では、むしろ経済支援金の支給による施策を多用し、金銭的援助による離婚後の生活困難者の住居の確保を図っている。裁判離婚の際に一方配偶者が経済援助金の支給を請求した場合、人民法院は、まず当該配偶者が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当するかを判断する点は、住居自体の提供による場合と同様である。当該配偶者が「生活困難者」に該当しないならば、経済援助金支給の適用要件が満たされないため、人民法院は経済援助金の支払い請求を棄却する。【事例5】の新疆伊犁州伊寧市の人民法院の判決がこれに当たる。

イ 経済援助金の確定基準

離婚の際に当事者が経済援助金の支給によって一方配偶者の住居問題を処理しようとする場合、その金額は基本的に当事者の合意によって確定される。ただし、経済援助金の金額に関して紛争が生じた場合、裁判実務は、当事者双方

の実際の状況を勘案し金額を決定している。判決中で具体的な算定方式は明示されていないが、基本的に、「生活困難者」に該当する配偶者の困窮の程度、経済援助をする配偶者の支払い能力、離婚時の財産分与の状況、当該地域における基本的な生活水準、住居の提供など経済援助策の適用状況などを総合的に考慮した上で、経済援助金の金額が決定される。【事例2】の四川省達州市中級人民法院の判決では、婚姻用建物を財産分与によって夫に帰属させた上で、この不動産の住宅ローン返済義務も夫が負担するという実情を考慮し、経済援助金の金額を15000元と定めた。

確かに、経済援助金の支給は夫婦間の経済的格差の再調整の方策として、夫婦双方の諸状況を総合的に勘案して、金額が算定されている。その際、離婚後の子女による親への扶養義務の履行状況も経済援助金決定の考慮要素として位置づけられる。すなわち、子女からの扶養によって「生活困難者」である配偶者の離婚後の生活水準を確保できる場合には、人民法院は、請求された経済援助金の金額よりも低額の援助金を定めることもある。【事例4】の広東省湛江市中級人民法院の判決がこれに当たる。

これらの裁判例からは、人民法院が決定する経済援助金の金額は決して高額ではないことがわかる。その理由は、経済援助金の支給は一時的な経済援助策として運用されるものであるという点にある。そのため、短期間の居住環境の確保を実現できる金額が経済援助金の金額として人民法院により定められ、それを通じて、離婚後に住居に困窮する恐れがある一方配偶者の居住場所を保障する。

さらに、夫婦間において、財産分与に伴い生じた利益の不均衡などによる影響を抑えるために、経済援助金を支給することもある。ただし、その場合、経済援助金を支給される一方配偶者の経済状況もあわせて考慮する必要があり、高額な経済援助金を経済援助義務者に支払わせることは、過重な責任を課することになる。

ウ 経済援助金の法的効力

協議離婚の際に夫婦が協議で約定した経済援助金が実際に支給されない場合、如何なる法律効果が生じるかが裁判実務においてしばしば争いとなる。確かに、当事者双方の合意により約定されたという点で、経済援助金の支給は契約法理に基づき解決されるべきであろう。

ただし、経済援助金の支払いは、人的属性を有するものである。すなわち、経済援助金は離婚する夫婦という特定の主体の間において約定され、離婚後の夫婦間の経済援助義務に基づき支給されるものであることから、契約法で規定された一般的な贈与関係とは異なる。あわせて、実務では、経済援助金の法的性格から、経済援助義務者が一定期間内に経済援助金を支払わなかった場合でも、違約責任は生じないとしている。例えば、【事例5】で検討した新疆伊犁州伊寧市の人民法院の判決がこの点に言及している。

2. 住居の提供

婚姻法の離婚経済援助制度では、離婚後に一方配偶者が住居を有していない状況は原則として「生活困難」に当たる。離婚時に、夫婦の他の一方がその個人財産による援助として住居をもって生活困難者である一方配偶者を援助するときは、家屋の居住の権利又は家屋の所有権をその方法として用いることができるとされており、裁判実務において、人民法院は、配偶者の個人財産である住居を含めた援助施策を用いて「生活困難者」たる一方配偶者の居住利益の確保を図る場合もある。

(1) 事例の紹介

【事例6】 江蘇省宿遷市中級人民法院（2011）宿中民終字第1190号判決

これは、夫婦の離婚協議における合意で、婚姻中に夫婦双方によって購入された建物甲の所有権は夫に帰属することが明記され、また、婚姻中に、夫の父母が所有する建物の取壊しに

よって新たに取得した建物乙も夫の名義で所有権登記されていた。その後、妻が、離婚後に住居に困窮する恐れがあり、基本的な生活水準を維持できないとして、婚姻中に購入された住居の所有権を自らに帰属させるよう請求した。

第一審法院は、婚姻中に購入された上海市の住居は夫婦双方及びその子女の名義で所有権登記されており、子女が夫と上海市で共同生活する用に供するため、当該建物を夫に帰属させると判決した。また、妻は体調が悪く、離婚後に生計に困窮する恐れがあるため、夫が妻に経済援助を与えるべきであると結論づけた。さらに、第一審法院は、婚姻法司法解释（二）第22条2項⁵⁾によると、夫の父母が所有する住居が取り壊されたことにより新たに取得された建物乙は、夫の名義で所有権登記されたことから、夫の個人財産であると認定した。また、人民法院は、子女は夫と共に上海市で生活するため、建物甲も夫に帰属させると判示した上で、夫に対して妻に建物の補償金を支給するよう命じた。そして、妻が離婚により住居に困窮する恐れがあり、安定的な収入を有さず、体調も悪いため、婚姻法で定められた「生活困難者」に該当すると判断した上で、人民法院は、二軒の建物の価値に基づいて、夫が妻に経済援助金を支給しないことを前提に、夫の父母が所有する建物の取壊しにより夫が取得した建物の所有権を妻に帰属させるとした。

【事例7】 山東省青島市中級人民法院（2014）青民五終字第106号判決

この事例では、夫の個人財産である住居が所在地の社会的発展政策により取り壊され立ち退

5) 婚姻法司法解释（二）第22条2項によると、婚姻期間中において、一方の父母の出資で購入された建物については、当該出資は原則として夫婦双方に対する贈与であると認定する。ただし、父母が一方配偶者のみに贈与したと明確に表示した場合には、当該一方配偶者の個人財産と認定すべきであるとする。

かされたことに伴い、夫は二軒の建物を新たに取得した。そのうち一軒の建物については、妻及び子女に居住をさせている。その後、離婚裁判において、妻は、人民法院が夫の離婚請求を認める場合には、経済援助金の支給及び住居の提供を請求すると主張した。その理由として、妻は貯金を有さず、夫婦の共有財産もなく、離婚時の財産分与により得た財産によっては生活水準が維持できない恐れがあること、また、妻は賃貸建物を得て居住問題を解決する資力がなく、他方で夫は妻に住居を提供する資力を有することが、挙げられた。

人民法院は、妻は安定な仕事に就いておらず、離婚後に住居に困窮する恐れがあるため、妻は婚姻法及びその司法解释で定められた「生活困難者」に該当すると判断した。さらに、経済援助の方法について、人民法院は、夫が立退きにより二軒の建物を取得したことから、夫は、妻が再婚するまでそのうち一軒の建物を妻に提供して居住させる能力を有するとした上で、妻の離婚後の生計を確保するために住居の提供という経済援助の方策を利用すべきであると判決した。

【事例8】 内モンゴル自治区呼和浩特市中级人民法院 (2015) 呼民四終字第 00037 号判決

これは、離婚の際に、人民法院が、妻は婚姻法で定められた「生活困難者」に該当すると判断した上で、夫婦の唯一の婚姻用建物を妻に帰属させると命じた事例であった。本事例では、婚姻中夫婦は頻繁に争いが生じ、夫婦関係の破綻が始まっており、婚姻用建物は婚姻中に購入されたものであるが、夫婦はお互いに建物の補償金を支給する資力を有さず、あわせて、妻は就職しておらず、安定な収入源がなく、病気に罹患しているという状況にあった。

第一審法院は、婚姻中に購入された婚姻用建物は夫婦の共有財産であると認定した上で、夫婦いずれも別の住居を有さず、お互いに対して経済補償金を支給する資力も有さないため、当事者双方が当該建物を共同で居住・使用するも

のとする判決した。あわせて、人民法院は、妻は重病にかかっており、安定的な生活費用を確保できないため、当該建物の住宅ローンの残額は夫が返済するべきであるとした。第一審判決に対して、夫は、夫婦双方が当該建物に居住し共同で使用することは離婚後の生活秩序の安定性を害し、社会的通念に反するとして控訴した。

第二審法院は、妻が重病にかかっており、安定的な仕事に就いておらず、離婚後に基本的な生活水準を維持できない恐れがあるため、婚姻法で定められた「生活困難者」に該当すると判断した上で、当該建物を妻に帰属させるとし、同時に、妻に夫に対する建物の補償金として3万円の支払いを命じた。

【事例9】 山東省濱州市中级人民法院 (2016) 魯16民終927号判決

この事例は、婚姻用建物が婚姻中に夫婦の共有財産である15万元を頭金として購入され、夫の名義で不動産売買契約が締結されており、現在、夫がこの建物に居住しているというものである。

第一審法院は、この婚姻用建物について、夫が現在居住しており、かつ、夫の名義で不動産売買契約が締結されているから、この建物の所有権を夫に帰属させると判決した。あわせて、人民法院は、夫婦の共有財産である本件建物の頭金と共同債務の差額は夫婦の共有財産であると認定した上で、夫が妻に建物の補償金として4500元を支給すべきことを命じた。

第一審判決に対して、妻が不服を申し立て控訴した。控訴理由として、第一審法院は婚姻用建物の帰属を決定する際に、女性の利益を配慮すべき原則を法的根拠として考慮していなかったこと、また、婚姻法第42条によって、離婚時の生計困難者である一方配偶者のための建物の提供という経済援助の方策が明記されており、離婚後に妻は他の住居を有さず、「生計困難者」に該当するとされるべきであり、他方で、

夫は実家に住居を有するため、夫婦双方の離婚後の住居の所有状況及び、女性の權益を配慮すべきとする原則によって、本件建物は妻に帰属させるべきであるという点が挙げられている。しかし、第二審民法院は、第一審法院の判決が相当であるとして、妻の請求を棄却した。

(2) 事例の検討

ア 住居の提供という方策の適用要件

通常、建物の所有権をもって「生活困難者」に対して離婚経済援助をする場合、施策の適用要件を満たす必要がある。すなわち、離婚後に一方配偶者が住居に困窮する場合、他方配偶者が自己の個人財産である住居を用いて生活困窮者である一方配偶者の居住を確保することによって、他方配偶者自身の居住の利益の確保が脅かされないことが前提となる。【事例7】の山東省青島市の中級人民法院の判決がこれに当たる。この判決から見れば、人民法院は、住居を提供する配偶者が自身の居住問題を自力で解決できることを明らかにした上で、生活困窮者に対する住居の提供という援助策を決定している。要するに、夫婦の一方の個人財産である住居の所有権を用いて生活困窮者の離婚後の住居を確保する前提として、基本的にはこの配偶者が二軒以上の建物を有することが必要となる。

イ 財産分与時に住居の提供という方策が適用されるべきか

婚姻法第42条及びこれに関連する司法解釈（一）第27条によれば、離婚後に一方配偶者が住居を有していない状況は「生活困難」に当たるのであり、離婚時に、他方配偶者が個人財産による援助として家屋の居住の権利又は家屋の所有権をもって生活困難者である一方配偶者を援助するとされている。離婚経済援助制度の下では、離婚時の財産分与で婚姻用建物を取得しなかったことによって離婚後に住居に関し困窮する恐れがある一方配偶者に対して、住居の提供などの経済援助を付与する。

そのため、財産分与の段階においては、争わ

れている建物の所有権の状況はまだ判明しておらず、帰属先も不明であるため、当該建物は夫婦の一方の個人財産であるとはいえない。また、離婚経済援助制度では、離婚時の財産分与で得た財産及び個人財産による離婚後において当該地域における基本的な生活水準を維持できない一方配偶者が「生活困難者」に該当し、この配偶者に対して住居の提供という経済援助施策が適用される。そのため、離婚時の財産分与の段階では、夫婦が婚姻中に取得した財産の帰属はまだ判明していないため、一方配偶者が離婚後に生計に困窮するかどうかは判断できない。

裁判離婚においては、人民法院は、婚姻用建物の購入金の出資状況、所有権の登記状況、夫婦双方の寄与度、住宅ローンの返済能力、建物の補償金の支給能力などを総合的に考慮した上で、婚姻用建物の帰属を決める。離婚後に一方配偶者が住居に困窮する恐れの有無は、婚姻用建物の帰属に関する判断基準ではない。ただし、裁判実務では、財産分与において婚姻用建物の帰属を決める際に、離婚後に一方配偶者が「生活困難者」に該当することを理由に、婚姻用建物を当該配偶者に帰属させると判決する場合がある。【事例8】の内モンゴル自治区呼和浩特市の中級人民法院の判決がその例である。

これに対して、【事例9】の山東省濱州市の中級人民法院の判決では、第一審法院が夫婦の共有財産の性質、使用状況などを総合的に考慮して、女性の權益を配慮する原則に基づいて、夫婦の共有財産及び共同財産を分与したことは相当であるとして、妻の請求を棄却した。この判決からは、財産分与の段階において女性の權益に配慮する原則に基づいて夫婦の共有財産の分与を決定すれば十分であり、離婚後の住居の所有状況は財産分与時に考慮されるべき要素ではないという立場が見て取れる。

3. 居住の利益の確保に関する考慮

裁判実務において、離婚後に住居に困窮する恐れがある一方配偶者の居住を確保しようとす

る場合、現在に至るまでの居住の利益の確保を考慮要素とする事例もよく見られる。

(1) 事例の紹介

【事例10】 湖北省黄石市中級人民法院 (2016) 鄂02民終547号判決

この事例では、当事者の離婚協議での合意で、婚姻用建物は子に帰属させることが明記された。同時に、子が成年者になるまでは妻が当該婚姻用建物に居住できることも約定された。ただし、その後夫婦間で紛争が生じ、妻は婚姻用建物から退去して、賃貸建物を借りることで居住問題を解決していた。そこで、妻は、夫が妻の居住の権利を侵害したことを理由として、夫に対して賃貸建物の家賃の負担を請求した。

人民法院は、現時点で夫婦双方ともが再婚しているが、離婚協議で約束された妻の居住の権利の存続期間は子が成年になるまでとされたため、妻が再婚したことによって妻の離婚後居住権は消滅しないと判示した。また、人民法院は、夫が、双方とも再婚したため継続的に共同で当該建物に居住することはできないと主張した場合には、夫自らが当該建物から転居するか、妻に当該建物と同等の程度の住居を提供するか、又は妻の賃貸建物の家賃相当額を支給することを通じて、妻の居住を確保すべきであるとした。それによって、人民法院は、離婚協議で約定された妻の離婚後居住権を保護するとの判決を下した。

【事例11】 重慶市南川区人民法院 (2016) 渝0119民初957号判決

これは、婚姻用建物につき夫婦双方が共同で出資し、夫の父の名義で購入したが、協議離婚の際に当該建物の所有者名義はまだ夫婦に移転されておらず、当事者間でこの建物の帰属についての約定もされなかったという事例である。その後、夫が無断で当該建物のドアの鍵を変え、妻が離婚後にこの建物に居住できなくなったため、妻は建物の居住の権利を確保するため人民法院に訴えを提起した。

人民法院は、現行法において、離婚後居住権は、離婚時に生計困窮者たる一方配偶者のために他方配偶者の個人財産である住居に設定された権利であると解されるとした上で、本件で、妻は当該建物が夫婦の共有財産であるとした。そして、妻はこの建物の居住の権利を請求しているが、この居住の権利は婚姻法第42条で規定された居住の利益の確保という方策に該当せず、建物の所有者として居住できる権利であるとした上で、本件で当該建物はまだ所有権登記されておらず、立証責任を負う妻が提出した証拠に基づいては建物の所有権の帰属は明らかでないため、妻の居住の権利の請求は事実根拠を欠いているとして、人民法院は請求を棄却した。

(2) 事例の検討

ア 条文の不十分さにより生じる問題

婚姻法による離婚経済援助制度の下では、条文上離婚後居住権の権利性や法的性質は明確に定義されていない。また、離婚経済援助の方法は建物の居住の権利又は所有権のいずれかによると明文化されてはいるが、その適用に関する具体的要件は示されていない。このような状況の下で、司法解釈(一)第27条によって規定された居住確保策を利用して離婚当事者の居住問題を処理した場合、当事者間あるいは第三者との関係において、さらにその後に紛争を生じさせる可能性がある。【事例10】の湖北省黄石市の人民法院の判決がその例である。

したがって、離婚経済援助制度で定められた居住確保のための法的施策の適用は、離婚後に住居に困窮する一方配偶者の居住問題の解決に全面的に資するとはいえない。

イ 経済援助策である居住の利益の確保と住居の所有者の居住の利益

裁判離婚では、離婚経済援助制度における居住の確保策は、婚姻用建物の帰属を明確にした後に、他方配偶者の個人財産である建物をもって住居に困窮する一方配偶者の居住問題を解決するために設定される。ただし、所有権の法理

に基づいて、当該建物の所有者も離婚後継続的に当該婚姻用建物の使用权を有すると言える。【事例 11】の重慶市南川区の人民法院の判決がその例である。

確かに、居住建物の所有者も、その所有権に基づき当然に自らが所有する建物に居住できる。そのため、離婚後に生計困窮者たる一方配偶者の居住問題を解決するため、この配偶者に付与する居住の利益の確保という経済援助策の運用と、居住建物の所有者が所有権に基づき有している当該建物の居住の権利が実際には混同されやすいため、明確に区別する必要がある。具体的には、【事例 11】の重慶市南川区の人民法院判決のように、一方配偶者は係争建物が夫婦の共有財産であると述べ、この建物の所有権の取得を求める場合、当該建物は他方配偶者の個人財産に該当しないとされる可能性が無視されない。その場合、この配偶者が当該建物の所有権を求めるとともに離婚後の経済援助策の付与を請求するということとはできない。したがって、司法実務では、建物の所有権の帰属が明確に確定されていない間に、生計困窮者に当たる一方配偶者の居住の確保という方策を適用することはしないとされている。

4. 居住の利益の確保及び経済援助金の支給の併用

離婚経済援助制度の下では、住居の提供、居住の利益の確保ないし経済援助金の支給は経済援助の法的施策として明記され、条文上これらの施策の併用は制約されていないため、裁判実務では、「生活困難者」に該当する一方配偶者の離婚後の居住利益を確保する場合において、援助施策を併用する事例が見られる。

(1) 事例の紹介

【事例 12】 湖北省十堰市張湾区人民法院 (2014) 鄂張湾民一初字第 00061 号判決

この事例では、婚姻用建物が夫によって婚姻前に個人の名義で購入され、購入金 16 万元の

うち、夫が婚姻前に 12 万元を支払い、残りの 4 万元は婚姻中に支払われた。また、当該建物は夫婦双方の名義で所有権登記された。

第一審法院は、本件不動産の出資の状況に基づき、これを夫の個人財産であると認定した。ただし、婚姻中に支払われた購入金の残金及び当該不動産の付加価値は夫婦の共有財産となると認定され、人民法院は、夫が妻に補償金として 4 万元を支払うよう命じた。あわせて、妻は、離婚後の住居を有さず、婚姻法で定められた「生活困難者」と認定されるため、経済援助の法的施策については、経済援助金として 4 万元を支払うとともに、妻に当該建物の 1 年間の離婚後居住権を与えると判決した。

第一審判決に対して、妻は、離婚後、妻と娘の安定的な生活のための住居がないことを理由に当該建物の所有権を請求した。第二審判決で、人民法院は不動産の付加価値を考慮した上で、第一審法院の判断を維持した。

【事例 13】 河北省張家口市蔚县人民法院 (2014) 蔚民初字第 126 号判決

この事例は、夫が夫婦間の貞操義務に反し、婚姻中に他の女性と同居していたことを理由として、妻が離婚を請求したものである。夫婦は共有財産として天津南開区及び宝坻区に建物を有しており、蔚州鎮にも建物を所有する。また、夫婦の間では日常生活において頻繁に争いが生じ、すでに 2 年以上別居している。別居中に、夫は他の女性との間に婚外子をもっている。同時に、妻は体調が悪く、病気に罹患している。

人民法院は、夫婦感情及び夫婦関係の回復の見込みがなく、また、すでに 2 年以上別居していることを理由に、妻の離婚請求を認めた。財産分与については、財産の具体的な状況、建物の居住状況などを考慮し、子女及び女性の權益に配慮するとの原則に基づいて、天津宝坻区の建物を妻に帰属させるとともに、天津南開区及び蔚州鎮の建物を夫に帰属させると判示した。同時に、人民法院で行われた調停において、夫

は、妻が再婚するまで、夫の個人財産である住居に居住できることを認めた。その上で、夫は、妻の体調が悪く、病気に罹患しているという事情に基づいて、妻に対して毎年10万円の経済援助金を支給すると意思表示した。すなわち、妻の離婚後の居住利益を確保するために、居住の確保及び経済援助金の支給という経済援助の法的施策が併用された。人民法院は、この意思表示の法的効力をいずれも認めた。

(2) 事例の検討

【事例12】の湖北省十堰市張湾区の人民法院の判決では、人民法院は、離婚後に妻は住居を有さず、生活に困窮することになるため、夫は妻に適当な経済援助を与えるべきであるとした。そして、経済援助の法的施策として、人民法院は経済援助金の支給を命じるとともに、婚姻用建物の居住の権利の付与を通じて、離婚後において妻の居住環境を確保することを図った。もちろん、本件では、離婚後において妻が住居を有さないため経済援助を与えるべきであるが、未成年子女の扶養義務も妻に負担させることから、子女の居住利益を確保するためにも、人民法院は居住の確保及び経済援助金の支給との法的施策を併用したと思われる。

ただし、居住の利益の確保及び経済援助金の支給という経済援助策が併用された場合、当事者の利益に不衡平が生じる恐れがある。離婚により一方配偶者が生活に困窮すれば、婚姻関係の解消に伴い生じた影響を最小限に抑制するために、援助能力を有する他方配偶者に経済援助の義務が課される。離婚経済援助制度の趣旨に照らし、援助の方策は婚姻中の生活水準を維持するために創設されたものではないため、他方配偶者に過重な援助責任が課されれば、他方配偶者の離婚後の生活に悪影響を与える恐れもある。

私見では、住居の提供という経済援助策を用いて生計困窮者の離婚後の生活水準を維持できれば、経済援助金の支給を併用する必要はないと考える。他方配偶者が経済能力を有すること

を理由に、「生計困窮者」たる一方配偶者に対して住居の提供及び経済援助金の支給が併用されると判決されれば、生計困窮者である一方配偶者を過剰に保護する恐れがあり、経済援助義務者たる一方配偶者に加重な援助義務が課されたと考えられる。

そのため、裁判実務で経済援助を請求した配偶者は離婚後居住権の付与及び経済援助金の支給を同時に請求した場合、通常、人民法院は離婚した夫婦双方の経済資力などの状況を総合的に考慮し、離婚経済援助制度の趣旨に照らして経済援助請求者が主張した経済援助策の併用請求を認めるかどうかの判断を下す。そして、人民法院は経済援助を請求した配偶者の施策の併用請求を認めた場合、【事例12】の湖北省十堰市張湾区の人民法院の判決のように、離婚後居住権の存続期間は基本的に短期間に設定される。

IV 離婚経済援助制度の不十分さ

裁判実務で離婚後に住居に関し困窮する恐れがある一方配偶者の今後の居住の利益を確保しようとする場合において、基本的には居住の確保という経済援助の施策を利用する。ただし、離婚経済援助制度自体の不完備により、経済援助策の運用中に様々な問題点が現れてきた。

1. 経済援助策である居住の権利の法的性質の不明確さ

「居住権」制度が法制度として確立されず、居住権に関する条文が設けられていなかった時代においても、民事法体系の中には居住利益に関して定めた規定が散見される。しかし、居住の権利としての法的性質や権利内容などはそれらの規定の中でも明示はされていないため、裁判実務では、居住の権利が他の権利と混同される事例がしばしば見られた。

(1) 居住の権利と所有権の概念の混同

「居住権」制度の下において、居住権者が住居の使用権や占有権を有することは共通の認識

であると言える。そのため、他人の所有する住居に居住権が設定されれば、ある程度、住宅所有者の所有権は制約される状態となる。換言すれば、裁判所の判決又は当事者の合意により他人の所有する住居に居住権が設定された場合、当該住宅の所有者は居住権付きの建物を所有するのであり、居住権設定部分につき自らは占有・使用ができなくなる。この点に着目すれば、住居の占有・使用権限に関して、外観上には居住権者は住居の所有者と同様に当該住宅を占有・使用することができるため、「居住権」制度が法律によって明確に定められていない段階では、紛争の解決に際し居住の権利と所有権の混同が生じやすいと言える。

実際に裁判実務でも、居住の権利と所有権を混同した事例がよく見られる。例えば、2014年の江蘇省南通市の中級人民法院判決は、当該事例における係争建物が夫婦の共有財産であることを明らかにした上で、離婚協議においてこの係争建物の居住権が所有権から離脱したと判示した。これは、離婚協議における財産分与に関する条項の中で「居住」、「所有」又は「使用」など複数の用語が用いられており、住居の使用権能と所有権能が完全に区別されていなかったため、離婚当事者間において婚姻用建物の使用権限に関する争いが生じたというものであった。これにつき、人民法院は、当事者の協議の趣旨に基づいて、離婚の際に婚姻用建物の分与に関する合意がされたことは明らかであるとして、結論として、離婚協議における分与対象は係争建物の居住権ではなく、所有権であると判示した⁶⁾。

確かに、占有・使用権能という側面において、居住の権利は所有権と同様な権利内容を有すると言えるが、居住の権利は他人所有の住宅に設定されるものであるため、本質上、所有権と異なる権利である点は明確に認識されるべきであ

る。さもなければ、居住の権利の権利内容が拡大され、居住の権利の設定により所有権者の利益が損なわれる危険性がある。居住の権利の占有・使用権能は所有権の内容の一部を居住について認めたものと言え、混同されやすいが、居住の権利には住宅の処分・収益権能はないと考えられる。したがって、合意による居住の権利の設定を認定する際に当事者双方の意思に沿って衡量すれば、裁判実務において居住の権利を所有権と区別することは可能であったと言える。

(2) 居住の権利と使用権の概念の混同

通常、他人の所有する住宅に居住の権利が設定されれば、権利者はこの住宅に占有・使用権限を有することになる。裁判実務では、居住の権利の内容である使用権限が他の使用権と同様な権利であるかどうかしがしば争いとなる。

近時の例として、2017年の山東省平度市の人民法院判決は、再婚夫婦の離婚に際して、婚姻中に建築された建物の所有権は継子に帰属させることが離婚協議において明記され、それとともに、継父が婚姻の解消後継続的に当該建物に居住できるとの約定があった事例である。当該建物の所有権の帰属に関する紛争において、人民法院は、この離婚協議は実質的に条件付贈与であると解し、そのような協議の内容は法律及び行政法規の強行規定に反せず、公序良俗にも反しないとして、当該協議の法的効力を認めた。そして、結論として、人民法院は、継父が当該建物に居住できる権利を有すると判示した。また、そのような権利の性質について、この人民法院は、継父の主張する居住の権利は用益物権に属する権利であると認定したが、現行法において用益物権の中に「居住権」概念はまだ創設されておらず、継父が主張した「居住の権利」は、実際には用益物権に属する「使用権」であると結論した⁷⁾。

6) 江蘇省南通市中級人民法院 (2014) 通中民終字第 0169 号判決参照。

7) 山東省平度市人民法院 (2017) 魯 0283 民初 5993 号判決参照。

私見では、この山東省平度市の人民法院判決の結論には賛意を表するが、判決中で「居住の権利」が「使用権」として位置づけられたことに対しては疑問がある。中国の用益物権制度の下では、土地請負経営権、建設用地使用権、宅地使用権、地役権が用益物権として明文で法定されている。すなわち、民法典第344条（物権法第135条）によると、建設用地使用権は、国有土地を占有、使用、収益し、当該土地上に建築物、構築物及び付属施設の建造を行うことができる権利である。また、民法典第362条（物権法第152条）によると、宅地使用権とは、集団所有地に、農民が住宅を建てて住むために用いられる用益物権である。すなわち、集団所有地上の農村部の住宅には、宅地使用権が使用され、国有地上の都市部の住宅には、建設用地使用権が用いられる。そのため、使用権の権利対象は原則として土地であるというのが共通の認識である。それに対して、居住の権利の対象は、他の個人が所有している住宅である。確かに、権利内容に着目すれば、居住の権利はこれらの使用権と類似的な権利性格を有すると言えるが、権利の対象が異なることから、居住の権利と使用権を同様のものと見ることは、権利の内容及び趣旨に反する。

(3) 居住の権利と契約的な権利の混同

婚姻法とともに司法解釈（一）第27条でも、離婚の場合における一方配偶者への住居の使用権の付与の法的性質については、明確に定義されていない。そのため、裁判実務では、離婚時の経済援助策としての居住の権利の付与を契約的な権利として位置付けた判決が散見される。

ただし、居住の権利が契約的な権利として位置付けられれば、権利の優先順位に関する原則に基づき、離婚した一方配偶者の居住の権利は所有権などの物権的な権利に対抗できず、所有者たる他方配偶者が居住の権利付きの居住用建物を転売した場合、居住権者の居住確保が実現できない状態になる。その結果、離婚後の生活

困窮者の安定的な居住環境の確保が困難となる恐れが生じる。

2. 離婚経済援助としての居住の権利の付与の要件の欠如

さらに、司法解釈（一）第27条は、経済援助の方式は建物の居住権又は所有権のいずれかによると明記しているが、その適用要件については具体的に規定していない。

実際には、建物の居住の権利によって離婚経済援助をするには、前提条件を満たす必要がある。すなわち、離婚後に夫婦の一方に居住するための住居がないという場合、同時に、他方が自らの居住を確保した上で住居を提供ができることを要件として、経済支援策を運用するべきであると考えられる。

しかしながら、婚姻法及びその司法解釈では経済援助策の運用は条文上に明確に規定されていないことから、裁判実務で他人所有の建物、又は夫婦の共有財産である居住用建物をもって、離婚後に住居に困窮する配偶者を援助する目的で、居住の権利を設定する事例がよく見られる。

例えば、2017年の山東省煙台中級人民法院判決は、争われている建物は当事者らの共有財産ではないとされたが、婚姻中、夫婦双方が建物の付属施設を追加したことで建物の全体的な機能が強化されていたため、当該建物の価値の維持・上昇に対する夫婦双方の寄与があったと言える。第二審法院は、法的根拠を明示していないが、離婚後に妻が住居に困窮する恐れがあることから、離婚経済援助策である居住の利益の確保の方策によって、「生活困難者」として妻に居住権が認められたと言える⁸⁾。

8) 2017年の山東省煙台中級人民法院（2017）魯06民終2544号判決参照。2017年の山東省煙台中級人民法院の判決の事例は、婚姻前に夫の父母が賃貸用の建物を建築し、夫の父の名義で登記したが、夫婦の婚姻後、夫婦双方が付属施設を追

また、離婚経済援助制度の趣旨に照らして、経済援助を請求した配偶者に居住の権利を付与することによって当該配偶者の今後の居住の利益を確保しようとする場合、他方配偶者が自力で自らの居住を確保できるとした上で、「生活困難者」に該当する配偶者の居住の問題を解決する資力を有することを要件として、居住の権利の付与など経済援助策を運用すべきであると考えられる。

ただし、裁判実務で経済援助を請求した配偶者が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当すると判断した場合に、他方配偶者が経済援助の資力を有するかを考慮せずこの配偶者に経済援助を付与した事例がしばしばある。例えば、【事例8】の内モンゴル自治区呼和浩特市中级人民法院の判決で、第二審人民法院は経済援助を請求した妻が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当すると判断した上で、夫婦いずれも別の住居を有さず、お互いに対して経済補償金を支給する資力も有さないため、夫婦の共有財産に属する本件建物を妻に帰属させるとし、同時に、妻に夫に対する経済補償金として3万円の支払いを命じた。

【事例8】の内モンゴル自治区呼和浩特市中级人民法院の判決のように、他方配偶者の経済援助資力を衡量せず「生活困難者」に該当する配偶者に経済援助策を付与すれば、他方配偶者の正当な利益が侵害される恐れがあることから、結局、経済援助制度の趣旨に反する。本事

加し、当該建物の全体的な機能が強化されたというものであった。その後、夫婦は感情破綻のため別居し、夫が当該建物に居住していた。そこで、裁判離婚の際に、妻が、離婚後に住居を有さないこと及び自らの身体的状況を理由に、夫に対して経済援助の付与を請求した。第一審法院は、妻が関連する証拠を提出していなかったため、妻の請求を棄却した。これに対して、第二審法院は、当該建物の建築時期、所有権登記の状況等の要素に基づき、この建物は夫婦の共有財産ではないと判示したが、結論として、妻に当該建物の居住・使用の権利を一定期間付与した。

例で、結論で確定された婚姻用建物の帰属によって離婚後に夫が住居に関し困窮する恐れがあることになり、結局、経済援助策の運用で夫の居住利益の確保に対して悪影響を与えた。そのため、経済援助を請求した配偶者が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当する場合であっても、他方配偶者が経済援助資力を有さないと判明すれば、離婚経済援助制度の下で経済援助の法的施策を運用する余地がないと考えられる。

3. 「生活困難」の判断基準の不備

婚姻法及びそれに関連する司法解釈により確定された離婚経済援助制度の下では、離婚経済援助策の運用要件としては一方配偶者が「生活困難者」に該当することが挙げられる。「生活困難」の判断基準については、「絶対困難基準」を採用する立法者の立場が見て取れる⁹⁾。すなわち、離婚経済援助制度では、一方配偶者が離婚時の財産分与で得た財産及び個人財産によっては当該地域における基本的生活水準を維持できない場合、当該配偶者は「生活困難者」に該当するとされている。そして、婚姻法第42条及び司法解釈第27条で規定された「生活困難」の判断基準に関して、「絶対困難基準」が採用されていることがうかがえる。

9) 婚姻法司法解釈(一)第27条は、「婚姻法第42条にいう『一方の生活困難』とは、一方の個人財産と離婚の際に得た財産では当該地域において、基本生活水準を維持できないことを意味する。離婚後、一方配偶者が住居を有さない状況も『生活困難』に該当する。離婚時に、他方配偶者が個人財産である住居によって生活困難者を援助する場合、家屋の居住権又は家屋の所有権をそれに行うことができる。」と規定する。

さらに、2001年12月17日に最高人民法院民事審判第一法廷により公布された「婚姻法の適用に関する若干の問題の司法解釈(一)の起草説明」によると、司法解釈(一)第27条が規定する「生活困難」に関する判定は固定基準を適用し、当該地域における基本的生活水準を判断基準とすべきであるとされている。これは、基本的生活水準とは、当該地域における平均的な生活水準ではなく、最低限の生活水準を意味する。

司法解釈第27条で定められた「絶対困難基準」は、経済援助を請求した配偶者の客観的な状況に基づいて判断されるものであり、裁判実務での運用において有用であると言える。あわせて、各地域で基本的な生活水準に関する具体的なルールが定められているため、地域ごとの水準を「生活困難」の判断基準としうることが予測できると考えられる。

しかし、他方で、現在の中国では国民の生活水準が向上しており、そのような中でなお絶対困難水準を採用することは、離婚により経済困難に陥る一方配偶者の生活維持の確保に役立たず、法律上の公平を実質的に実現できない恐れもあると考えられる。

そして、裁判実務では、離婚時の財産分与及び個人財産によっては、離婚した配偶者が当該地域における基本的な生活水準を維持できないという事例は極めて稀である。また、婚姻法司法解释(一)第27条は離婚後に一方配偶者が住居を有さない状況も「生活困難」に該当することを明記したことから、離婚により住居に関し困窮する恐れがある一方配偶者の今後の居住の利益を確実に保護するために、裁判実務では、人民法院は、基本的に離婚後の住居の有無を判断基準として経済援助を請求した一方配偶者が「生活困難者」に当たるかを論じている。

その結果、経済援助を請求した配偶者は離婚後に住居を有さないことから、「生活困難者」に該当するとすべきであるが、この配偶者の個人財産及び離婚時の財産分与で取得した財産により当該地域の基本的な生活水準を維持できる場合、司法解释(一)で定められた「絶対困難基準」に基づき、当該配偶者は「生活困難者」に当たらないとされる恐れがあると考えられる。そこでは、同司法解释の条文を根拠として、経済援助請求者が「生活困難者」に該当するかについては、異なる結論を導くことに至った。例えば、2016年の山東省済南市中級人民法院の判決において、第一審法院は、経済援助を請求した妻の収入水準が当該地域における最低給与

水準より高いという事情に基づいて、妻の請求を棄却した¹⁰⁾。離婚経済援助策が当該地域の最低限の生活水準を維持できない配偶者の離婚後の生活を確保するための制度であることからすれば、この人民法院の判断は妥当である。ただし、同事例で経済援助を請求した妻は夫婦の別居期間中にその父母とともに妻の父母が所有する住居に居住しており、妻が住居を有さないことから、離婚後に住居の有無を判断基準として衡量すれば、妻は「生活困難者」に該当すべきであるとの判決を下すことができると考えられる。

この裁判例から見れば、裁判離婚の際、一方配偶者は離婚後に生計に困窮する恐れがあることから経済援助を請求した場合、司法解释(一)で定められた「絶対困難基準」によって当該配偶者が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当しないとされる可能性があると考えられる。そこで、「絶対困難基準」の採用は実際に生計に困窮する離婚した配偶者の居住問題の解決に役立たないとの不完備さを有すると言える。あわせて、司法解释(一)で挙げられた二つの「生

10) 山東省済南市中級人民法院(2016)魯01民終2498号判決参照。2016年の山東省済南市中級人民法院の判決の事例は、婚姻関係存続中、夫婦は夫が婚姻前に購入した居住建物を使用しており、離婚の際に、妻が離婚後に生活に困窮することを理由として、人民法院に当該建物の所有権を請求した事例であった。第一審人民法院は、妻の月給は約2000元であり、当時の当該地域における最低給与水準より高いことを説示した上で、夫婦の別居期間中において、妻はその父母とともに妻の父母が所有する住居に居住していたことから、離婚後も妻が住居に困窮する恐れがないことを理由に、経済援助請求をした妻が婚姻法で定められた「生活困難者」に該当しないと判断した。そこで、妻が原審判決に対する不服を申し立て、第二審において、夫による妻への経済援助金として2万円を支給させることを人民法院に追加請求した。この請求について、第二審法院は、妻が主張する経済援助金の支給が第一審において言及されていなかったことを理由に、当該追加請求は別途に訴訟すべきであるとして、この請求を棄却した。

生活困難者」に関する判断基準に基づき、経済援助を請求した配偶者は「生活困難者」に該当するかについて、異なる結論を出すことになる可能性があることから、条文内容の整合性が欠如するとは言える。

V おわりに

いうまでもなく、婚姻法及びそれに関連する司法解釈（一）で確立された離婚経済援助制度の下では、経済援助の法的施策の運用によって離婚後に住居に関し困窮する恐れがある配偶者の今後の居住の利益の確保が実現できる。ただし、居住の権利の付与又は住居の提供は法的施策として、経済支援金の支給と並列的に位置付けられるに留まること、居住の権利の付与という方策の適用要件は明確に示されないことから、裁判実務では、建物の居住の権利の付与ではなく経済支援金による施策をより多く利用することで離婚後の生活困難者の生活の維持を図っているという事情がある。確かに、経済援助金の支給という経済援助施策の適用によって、離婚後に生活に困窮する恐れがある一方配偶者の生活は維持実現できようが、現在の住宅難の時代では、離婚時に得た経済援助金で以後の居住問題を解決できるかが問題となる。

あわせて、民法典の施行後に婚姻法「司法解釈」（一）が廃止されるとしつつ、最高人民法院により公布された「民法典婚姻家庭編司法解釈（一）」において婚姻法「司法解釈」（一）で定められた「生活困難者」の判断基準又は援助手段などの内容を承継しなかったため、民法典の施行後も、裁判実務では裁判離婚の際に経済援助を請求した配偶者が「生活困難者」に該当

するかに関する判断は裁判官の主観的な裁量権に委ねるしかなく、裁判官によって異なる判断が下される恐れも生じる。そのため、経済援助策の付与につき具体的な判断基準などを法律で明記することが、依然として求められると考えられる。

他方で、民法典は婚姻法第42条で定められた離婚経済援助に関する規定を承継したことから、民法典の施行後も、離婚経済援助の法的施策の運用によって離婚で生活に関し困窮する恐れがある配偶者の利益の確保に資することができると考えられる。また、居住権制度は民法典で明文化され、居住権の権利の性質、設定対象などその内容が法律により明定された。そのため、家族構成員が住居に困窮する恐れがある場合、居住権を用いてこの家族構成員の居住問題を解決できるようになると想定される。ただし、前述のように、民法典で家族関係において遺言の方式により居住権が設定された場合は居住権制度の規定を参照して適用することが明記されたが、従来より実務に現れていた夫婦間で約定された居住の権利に関する紛争については、民法典の居住権の条文を準用して処理されるかが民法典で明記されておらず、居住権制度の内容を利用できるかどうか問題となる。

仮に民法典の施行後も、裁判離婚の際に夫婦間で生じた居住の権利に関する紛争が引き続き離婚経済援助制度によって解決されるとすれば、経済援助の法的施策の適用要件などの事項が法律で明文化されるべきことが今後の課題となる。

[チョウ カイ 横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程後期]

